

タイトル	農業協同組合の誕生：組合設立の推進主体
著者	太田原，高昭
引用	季刊北海学園大学経済論集，55(1)：13-31
発行日	2007-06-00

《論説》

農業協同組合の誕生

— 組合設立の推進主体 —

太 田 原 高 昭

はじめに

本論文は、わが国における農業協同組合の通史を描く試みの第一報である。わが国の農協は諸外国、とくに欧米のそれに対して「日本型」といわれる独自の類型を打ち出している。単一の農協がすべての作目を扱い、信用事業から経済事業までを兼営する総合農協であること、行政区画を単位にほぼ100パーセントの農業者を組織していること、市町村、都道府県、国という行政の3段階に対応したピラミッド型の系統組織をもつこと、これらはいずれも他の国にはみられない日本型農協の特徴なのである。

このような農協のあり方がこのままでよいのかという議論がしきりに行われるようになった。総合農協を解体して作目別の専門農協に組み替えるべしという専門農協論、信用事業を経済事業から分離独立すべしという信用分離論、行政区画にこだわらず所属農協を自由に選択させるべしというゾーニング撤廃論、さらに組合員を農業者に限定せずひろく地域住民に開放すべしという地域協同組合論など多様な農協改革案が提案されている。系統組織については農協自らが3段階から2段階への再編成を進めている。

農協のあり方をめぐる議論百出は、農協がこれまでのあり方のままでは存続が難しくなっているという危機的状況の反映である。農協の制度的枠組みを定めた農業協同組合法

の制定当時の農家数が600万戸を数え、しかも専業農家が過半数であったのに対して、現在の農家数は300万戸を割り、その大部分が第2種兼業農家であるという現実が農協の危機の根底にある。問題が構造的であるが故に、制度的手直しだけでは解答にならないであろう。まず他国に類例を見ない独自の農協類型がわが国においてなぜ、どのようにして生まれたのかについての共通認識がなければならぬ。現段階的視点からの通史が必要となる所以である。

ここでは、戦後改革の重要な一環として農業協同組合法に基づく農協が誕生するまでを扱うが、その前身である産業組合と農業会、また産業組合法以前の自生的な組合組織にかなりの紙数を費やしている。さらに協同組合の発生史についてもやや教科書的に触れている。言うまでもなく農協は協同組合であり、協同組合は人の組織である。人々が協同組合にどのような思いを託したかを歴史にさかのぼって確認しておきたかったからである。戦後過程についても、同じ視点で新生農協をめぐる当事者たちの思いと動きがどのように交錯したかを、できるだけ構造的背景に留意しながら述べてみたい。

このような視点でみると、北海道における農協の設立過程には、他の地域にくらべて一際ダイナミックな人々の動きがあり、それが今日まで北海道の農協を特徴づけていることがわかる。

第1節 協同組合と産業組合の成立史

1 協同組合の発生史

(1) ふるい共同と新しい協同

協同組合とは、相互扶助を目的として人々がつくりあげた社会的組織であるが、これだけでは協同組合を定義したことにはならない。人間は昔から助け合って生きてきたのであり、その意味では相互扶助は人類の歴史と共にふるい。とくに日本や西欧のように封建制度が発達した国々では、村落共同体が形成され、生産と生活の両面にわたる相互扶助の体系的発達がみられた。

しかし、村落共同体は封建社会の解体と共に解体するのが一般であり、その後にくる資本主義社会において、一度バラバラにされた個人が、自らの生存と発達のために目的意識的に結合するのが近代的な意味での協同組合である。このように、共同体におけるふるい共同と資本主義社会において出現する新しい協同とを概念的に区別しておくことが重要である。ふるい共同の目的が共同体そのものの存続にあるのに対して、新しい協同は共同体の解体と近代的自我の確立を前提とし、自立した個人の意志によって成立するのである。

このような意味での近代的協同組合を実験的に設立した最初の人物がロバート・オウエン(1771-1858)である。オウエンはイギリス産業革命期の優れた実業家、教育思想家であり、当時の労働者階級の経済的、道徳的貧困状態を解決するために奔走した社会改良家であった。彼は貧困の原因が資本家による賃金労働者の搾取にあるとし、資本家のいない「協同の村」の建設をよびかけた。1825年にアメリカのインディアナ州に開設された「ニュー・ハーモニー平等村」は失敗に終わったが、資本主義下の貧困問題の解決を新しい協同に求めたオウエンの思想は、その後の歴史に大きな影響を与えた。

(2) ロッチデール公正開拓者組合

オウエンの実験の失敗には様々な要因があるが、メンバーが特定の場所に共同体的に集住したこと、オウエンの私産や篤志家の寄付に依存する慈恵的財政基盤などふるい共同から脱しきれていなかったことが新しい時代にそぐわなかったといえる。新しい協同は、資本主義の発展が生み出した新しい労働者階級の自主的な相互扶助組織として始まった。

イギリス産業革命の中心地マンチェスターの近郊にロッチデールという町がある。1844年、織物工業が盛んで、当時人口25,000人ほどのこの町に誕生した小さな組合が、近代的協同組合の嚆矢とされるロッチデール公正開拓者組合である。

当時の労働者は、未組織で無権利であり、失業と貧困にあえいでいた。資本家に対しては労働組合運動が高揚しつつあったが、搾取者は工場経営者だけではなく、工場の外では商人たちが、掛け売りを武器にして法外な利子や粗悪品などの悪徳商法で労働者を苦しめていた。ロッチデールの組合は、28人のメンバー(開拓者)がわずかに1ポンドずつを出資して、ふるい倉庫の一隅を借りて自分たちの店をつくり、わずかなバターや小麦粉などを売り出したのが始まりである。この小さな店は短期間に大衆の支持を集め、イギリス全土、さらにはヨーロッパ諸国に拡がり、消費協同組合の元祖となった。このように、協同組合は何らかの自立した経済事業を通じて相互扶助を実現しようとする点が労働組合や共済組合と異なっている。

同じような試みはロッチデールだけでなく各地で行われていたが、その中でロッチデールの組合が協同組合の先駆者とされるのは、この組合が自らの目的と理念をすぐれた規約に定式化していたからである。オウエニズムの影響の下に、資本家のいない経済社会を最終の目的とし、民衆による相互扶助と民主的運営の理念を高く掲げると共に、「現金取引

(掛け売りの排除)」「良質品の提供」「正しい計量」など当時の民衆が切実に求めていた事業の原則をわかりやすく述べたその規約はロッチデール原則と呼ばれ、後の国際協同組合原則の原型となった。

(3) 農業協同組合の成立

「スカンジナビアからパレスチナまで」と称された消費組合の急速な普及に刺激されて、協同組合の原理を自営業者や農民の窮乏化防止に活用する試みは、主としてドイツで行われた。ドイツがこの種の協同組合の祖国となったのは、イギリスに比べて産業革命と資本主義の発達が遅れたために、資本主義的産業構成の外部に広範な手工業者や農民などの中間層が残り、彼らが資本との競争によって絶えず没落の危機にさらされていたからである。

このうち都市の手工業者は、シュルツェ・デーリチュ(1808-83)の指導によって中世的な同職組合(ギルド)から脱皮した協同組合を組織し、主として信用貸付による相互扶助を行い、今日の信用組合や信用金庫の原型となった。農村においてはライフアイゼン(1818-88)が農村信用組合の組織を指導した。彼は行政官としての体験とシュルツェらとの交流から、農民の窮乏の直接的原因が高利貸への依存にあることを突き止め、農民自身の出資による協同組合的相互金融によってその窮状を打開しようとした。

ドイツではこのほかハース(1839-1913)らが農村消費組合や購買組合、販売組合の基礎を確立するなど、農民による各種の協同組合が発達した。ドイツを祖国とする農業協同組合もまた世界に広がっていく。アメリカでは南北戦争後の農村の疲弊の救済を目的とした農民運動の中から、商業資本の買いたたきに対抗して農産物の加工と販売に重点を置く農協が広範に組織され、デンマークでは酪農組合が発達するなど先進国ではそれぞれ個性

的な組合が生まれた。このようにして形成された農業協同組合は、とくに19世紀末の世界的農業不況の中で威力を発揮し、家族的農業経営の維持と発展に大きな役割を果たすのである。

(4) 国際協同組合同盟と協同組合原則

協同組合運動が各国にひろがっていくと、そのインターナショナルな連帯のための国際組織が必要となった。1895年にヨーロッパを中心とする14カ国の協同組合の連合会がロンドンに集まり、国際協同組合同盟(International Cooperative Alliance, 略称ICA)が結成された。ICAはその後、全世界にひろがり、1995年時点ではすべての大陸を網羅する93カ国の協同組合を会員とし、その傘下の組合員数は7億5千万人を越えて世界最大のNGO(非政府組織)に成長している。

ICAが発足すると、それに加盟しようとする組合組織が協同組合の資格を有するかどうかを判定する国際的な基準が必要となった。これが国際協同組合原則といわれるもので、1921年にスイスのバーゼルで開かれたICA第10回大会ではロッチデール原則から普遍性の高い6項目が選び出された。1937年にパリで開かれた第15回大会では、これを土台に7項目からなる国際協同組合原則が制定された。項目のみ列挙すると次のようになる。①加入・脱退の自由②民主的管理③利用高配当④出資金及び利子の制限⑤政治的・宗教的中立⑥現金取引⑦教育促進。

それぞれの項目について説明が必要であるが、ここでは①と⑤に注目しておく。加入・脱退の自由の原則は、文字通り組合員資格を有する人が誰にも強制されることなく自らの意志で組合に加入または脱退できる開かれた組合であることを規定している。政治的・宗教的中立の原則は、いかなる党派や宗派に対しても中立であることによって国家権力から

の自由を求めている。いずれも西欧的な自由と民主主義の理念に立脚するもので、わが国の産業組合や農協の性格を検討するとき常に問題になる原則である。

2 日本における協同組合の萌芽

(1) 大原幽学と二宮尊徳

日本における協同組合の歴史は、1900年に制定された産業組合法に始まるとされるが、それ以前に協同組合に類似した思想と組織が、この国においても独自に発達していたことを無視することはできない。日本でも村落共同体のふるい相互扶助が強固な発達を遂げていたが、新しい協同の芽は、共同体の紐帯がほころびはじめる幕末期にさかのぼって認めることができる。この時期を代表する思想家、実践家として大原幽学(1797-1858)と二宮尊徳(1787-1856)が挙げられる。

大原は尾張藩の武士から浪人し、北総の香取郡長部村において先祖株組合と称する結社を組織した。これは村人から自由に加入者を募り、加入者が耕地の一部を出資してつくった基本財産(先祖株)から生まれる利益を積み立てて破産者の救済に当てるもので、農事改良による農業生産力の発展、勤労と節約による生活改善、生活物資の共同購入などと結びついていた。それは商人資本や高利貸の蚕食から農村生活を守るための意識的な努力であったが、やがて権力の疑惑と弾圧を受け、幽学は自刃に追い込まれた。

二宮は貧しい農民の出身で、金次郎と呼ばれた少年時代から、勤労と節約によって生家を再興するなど注目され、いくつかの大家や旗本領の経済再建に実績をあげた後、幕臣に取り立てられた。幕府が彼に期待したのは封建村落の建て直しによる藩や直轄領の財政再建であったが、尊徳は報徳仕法という農民の主体性を重んじた独自の方法で600村を復興させたという。報徳仕法は経済と道德の両立から自助と相互扶助を説き、至誠、勤労、

分度、推譲の四大綱目を掲げていたが、このうち推譲は限りなく協同の概念に近いといわれる。

幽学と尊徳の思想は儒教や神道のフレーズによって組み立てられており、実践においても村落共同体の機能を最大限に活用するなど、近代的協同思想にはかなり距離がある。しかし、共同体や頼母子講などの自然発生的な相互扶助組織と異なり、成員の自覚的な意志によって集团的かつ計画的に目的を達成しようとするところに新しさがある。また貨幣経済に適応した合理性を備えていた点も注目されよう。いずれにしても1844年のロッチデール組合に先行する時期に、日本にも近代的協同組合に接続する思想と実践が準備されていたことを忘れてはならない。

(2) 報徳社の発展

明治維新によって封建制度は瓦解したが、農民の負担は軽減せず、むしろ地租改正の金納制によって貨幣経済に巻き込まれ、自作地を手放さざるをえない農民が続出するなど社会経済の困難が続いた。こうした中で二宮尊徳の没後その弟子たちによって引き継がれた報徳社は各地に浸透発展し、農民経済と地方経済の維持発展のよりどころとして大きな役割を果たした。

明治前期の報徳社の主要な活動は、勤儉貯蓄の推進、資金の貸し付け、被災者の救助、農事改良、難村の復興など多岐にわたっていたが、その中心は貯蓄と資金貸し付け、すなわち信用組合的機能にあったとみてよい。それは高利貸から民衆を守るという防衛的な意味をもつだけでなく、この時期に勃興する殖産興業のための民間資金の提供というより積極的な意義を有していたとみられる。

報徳社の活動は、地域により指導者によって多様な展開をみせているが、中でも福住正兄、岡田良一郎などの指導者を得た静岡県報徳社活動はよく知られている。その岡田が

1875年に報徳社資金を基礎にして設立した浜松県資産金貸付所は、その設立建議書の中で「富を子孫に伝えるに足らず若し是を集めて蓄積の方を行い傍ら勸農の資に供する事を得ば積年の後大に国家の公利を致し富国の基を成すに足るものあらん」と民間資本の重要性を述べている。それは次に見るような動きとも当然結びついていたのであろう。

(3) 先駆的組合の形成

幕末の開港いらい生糸および茶は重要な輸出品となり、明治に入って輸出高はめざましく伸びていった。しかし外国商社と買い付け商人の産地における買いたたきが横行し、また粗製濫造による粗悪品の増大が価格低下に拍車をかけた。そのため品質の向上と取引慣行の改善のための施策が官民一体となって取り組まれたが、そこで大きな役割を果たしたのが生産者による加工、販売の共同化であった。

静岡県はすでに製茶の中心地として知られていたが、1877年に磐田郡南部の村々で茶業者による共同販売が開始され、1879年には小笠郡内田村に益集社という共同販売組合が設立された。この組合は試行錯誤を繰り返し辛酸をなめたが、やがて好成績を得るようになって他の村々もこれに習い、1897年には小笠郡の14ヶ村、22組合が加盟する連合組織に成長していた。

生糸の販売組合は主産地である群馬県から生まれた。1973年、碓氷郡磯部村の同志が集まって設立した碓氷社は、共同販売によって粗悪品を追放すると共に価格交渉力を強め、その後各地に生まれた類似の組合の連合組織として発展し、1900年には傘下に70組合を数えるに至った。碓氷社に続いて1880年には甘楽社、1890年には下仁田社が結成され、南三社とよばれて拡大発展している。そのほか長野県諏訪郡の開明社(1879年)など養蚕地域に有力な生糸共同販売組合が次々と生

まれた。

また茶業地帯や養蚕地帯は魚粕などの金肥を多用していたが、不良品の跋扈に苦しんでおり、これへの対策として肥料購買組合を結成して良品を適正価格で購入する動きも見られ、次第に都市近郊地帯や稲作地帯にも広がった。産業組合法の制定以前に、必要に迫られて生まれたこれらの各種組合は、生産農民の自主的自覚的な協同組織であり、産業組合の先駆をなすものとして重要である。

第2節 産業組合の成立と変遷

1 産業組合の形成

(1) 産業組合法の成立

明治維新後の新しい国づくりをめぐる動乱は西南戦争や自由民権運動などを経てようやく安定に向かい、1889年には帝国憲法が制定された。資本主義経済への移行のための基盤整備も進められたが、その費用は依然として農民が負担させられたから、農村経済は低迷し、中堅的自作農の小作への転落が相次いだ。こうした傾向は富国強兵、殖産興業を目指す明治政府の立場からも好ましからざるものとされ、とりわけ農民への直接的な収奪者として高利貸や前期的商人への何らかの対策が求められた。

松方内閣の内務大臣品川弥次郎は1891年、こうした要請に応えるために信用組合法案を帝国議会に提出した。これは品川が外交官としてドイツに滞在中に、シュルツェやライファイゼンによって設立された信用組合が中産階級の没落を防ぐのに有効であることを実地に見聞し、同じ経験をもつ法制局部長平田東助に命じて立案させたものである。この法案は議会の解散のために実らなかったが、品川と平田の協同組合制度への執念は強く、1897年には最初の産業組合法案が出された。

産業組合法案は、信用組合だけでなく購買組合、販売組合、製産組合、使用組合の規定

を盛り込み、信用組合法案の官僚的育成主義から協同組合的社会改良主義へと一步を進めたものであったが、それだけに議会の抵抗も強く、議論百出の中で審議未了となった。有名な末松謙澄の反対演説「社会主義的組織ヲ日本ニ出現スル目的ニアラスヤ」などは、論理は陳腐だが、協同組合的組織への商工界の警戒感を現すものとして、後の反産運動や今日の農協攻撃につながる問題を含んでいる。

3年後の1900年、山県内閣の下で若干の修正を加えて産業組合法が議会を通過し、同年9月1日に施行された。その大要は次の通りである。①組合は信用、販売、購買、生産の4種とする②組織は無限責任、有限責任、または保証責任とする③所得税および営業税を課さない④組合員は7人以上とし資格は特定しない⑤設立は地方長官の許可を要する⑥信用組合の区域は原則として市町村の区域内とする⑦組合員の出資は10口を越えてはならない⑧組合員には持ち分を認める⑨地方長官に設立許可のほか検査、命令、処分、営業停止、組合解散等の強い権限を与える。

組合の運営については加入脱退の自由、議決権の平等(1人1票)などが規定されていて、国際的な協同組合の原則がかなり研究され、取り入れられている。しかし地方長官(国家)に設立許可権だけでなく営業停止や解散命令をも含む強大な権限を与えている点は、ヨーロッパに生まれた自由と民主主義の協同組合の理念からかなり遠いものである。また組合員の資格を問わないというように、産業組合の対象は農業者だけでなく、都市の商工業者をも含む広範なものであった。このことが農村産業組合については地主や商人の組合加入をも認めることになり、組合の社会的性格をあいまいなものにした。こうしたことから産業組合は協同組合といえるのかという疑問も出されるが、国際協同組合同盟(ICA)は1923年に産業組合中央会の加盟を正式に決定している。

(2) 明治、大正期の産業組合

しかし発足当初の産業組合は、あまり発展をみなかった。政府の推進策にもかかわらず、産業組合が設置された町村がまだ少数だったし、設置された組合も村内の農業者の一部を組織したにすぎなかった。産業組合の農民組織率が50%を超えるのは昭和に入ってからで、明治期はその末年に至っても20パーセントに達しなかった。産業組合は4種の組合のどれか一つ、あるいは二つ以上を組み合わせで設置できたが、実際につくられたのはほとんどが信用組合で、購買組合、販売組合はまだ少数であった。

これは産業組合設置のリーダーシップをとったのが農村の中小地主であり、彼らの関心の多くが信用事業にあり、共同購入や共同販売にはあまり関心を持たなかったためと考えられる。また信用組合の組合員になるためには一定の財産が必要であり、地主制の確立期で小作農が増え続ける状況の下では組織対象者そのものが減少していたのである。この点は今日の発展途上国における農協がかかえる困難と通じるものがある。こうした中で信用組合の先進地は報徳社運動の盛んな地域であり、購買、販売組合も茶や養蚕の主産地に多いなど、先に見た先駆的協同組織が産業組合につながってきていることがわかる。

大正期に入ると、第一次世界大戦による農村の活況と商品化の進展を受けて産業組合の組織率も上昇に向かった。商品化される農産物は生糸の比重が下がったのに対して米の比重が増し、とくに米騒動を契機として米穀法(1921年)が施行されたことは農業倉庫の設立を促して米を産業組合の主力商品に押し上げた。1925(大正14)年には、産業組合の設置町村は町村数の95%となり、信用組合単営から購買、販売を兼営する組合が増加した。1組合あたりの組合員数は272人となり、組織率も40%に達した。

(3) 産業組合の連合会

単位組合の発達が一定の水準に達すると連合会が形成されるのが協同組合の発展法則である。大正期は連合会の設立が相次いで系統組織の基礎が築かれた時期である。連合会は当初は郡単位に設立されたが、1923年行政単位としての郡が廃止されると、郡連から道府県連合会に移行した。同年の連合会の数は道府県連54、郡連134であったが、このうち77の地方連合会を会員として有限責任全国購買組合連合会（全購連）が結成され、翌1924年には産業組合中央金庫法が成立して産業組合中央金庫が発足した。1925（大正14）年には組合の実務者を育てる産業組合学校（後の協同組合短大および中央協同組合学園の前身）が設立され、月刊誌『家の光』が創刊されたのもこの年である。

事業ごとの連合会とは別に、指導機関としての中央会はこれより早く1905年に大日本産業組合中央会として設置され、1909年の法改正によって産業組合中央会と名称を変えた。産組中央会は産組および産組連合会の普及発達の奨励指導を任務とし、そのための講習や調査研究、会報および書籍の発行などを行った。『家の光』の発行元も産組中央会である。中央会の会頭は、大日本産組中央会の発足いらい平田東助が勤め、桂内閣の内務大臣を務めた時期を除き、1922年再び内務大臣となるまでその任に当たった。平田は、品川弥次郎と共に信用組合法案の草案を練っていらい一貫して産業組合の発達に挺身し、全国を行脚して組合の利益を説き、私財をなげうって中央会の財政を支えた。彼は組合の生みの親であるだけでなく育ての親でもあり、まことに「産業組合の父」と呼ばれるにふさわしい人物であったが、それはまた組合の国家的育成の象徴でもあった。

2 産業組合の発展と統制団体化

(1) 昭和恐慌と経済更正運動

明治大正期の産業組合は、次第にその裾野を広げ系統組織も整いつつあったとはいえ、農村経済に重きをなすまでの力量はなく、社会的認知度もあまり高くなかった。この時期の代表的な農業団体は帝国農会を頂点とする農会であった。農会は農政浸透組織として全市町村に組織され、農民は自作、小作を問わず全員加盟であった。農事改良と農政運動が農会の二つの柱であり、農業行政と密着しながら地主階級を指導力とする一大圧力団体として、農業、農村政策に大きな発言力を有していた。そこに金融や流通よりは生産力と土地問題が重視されるこの時期の農業発展段階が示されていたといえる。しかし、1929年の世界大恐慌を引き金とする昭和恐慌は、農業農村問題のあり方をも大きく変え、産業組合が農村の主役に躍り出る舞台となった。

1930年の金輸解禁で国際経済と直結した日本経済は、世界恐慌の影響をまともに受けて深刻な経済恐慌に陥り、とくに農村経済は米価や繭価の暴落によって昭和農業恐慌と呼ばれる長期的な不況に突入した。小作料と税金を納めれば農民の手元には食料が残らないという状況が一般化し、欠食児童や婦女子の身売りが大きな社会問題となった。小作料をめぐっての地主と小作の対立が激化して小作争議が全国に広がるなど、農村をかつてない社会不安が覆った。軍部による中国侵略の開始はこうした社会不安を土壌としていた。

こうした状況に対して、農業恐慌からの起死回生の政策として登場したのが、1932年から強力に展開された農山漁村経済更正運動である。この運動は、村ごとに農村経済の現状調査、再建計画の立案とその実行を求めるもので、役場、学校、農会、産業組合などすべての機関団体を動員する挙村一致体制がとられた。とくにその中心課題が、農村経済のあり方を集落レベル、農家レベルまで下りて

把握し、改善計画を立てる「自力更正・隣保共助」に置かれたため、経済問題を担当する産業組合の役割が重視されることになった。そしてこのような任務を与えられることによって初めて、産業組合の組織率の低さなど主体的力量の弱さが問題となり、その改善が強く要請されるようになったのである。

(2) 産業組合拡充計画と総合農協の原型

このような要請に答えて、1932年の産業組合全国大会は産業組合拡充5カ年計画を決定し、翌年から実行に入った。計画の重点目標は①未設置農村の解消、②全戸加入、③四種兼営、④組合統制力の強化である。それまで任意加入組織であった産業組合をすべての町村に設置し、農家の全戸を加入させ、組合の利用度を大幅に高めることによって恐慌を乗り切ろうとしたのである。四種兼営とは信用、購買、販売、利用の四種の事業をすべて行う総合的事業展開を意味した。この目標は産業組合にとっては組織と事業の拡大および自らの社会的地位の向上となり、行政にとっては全農民を対象とした農業政策の末端を担う組織の出現であったから、拡充計画の遂行は官民一体となった強力な体制で進められた。こうして大正末年に40%にすぎなかった産業組合の組織率は1935年には75%に達し、未加入の零細農民にも農家小組合という一種の団体加入制度がとられ、産組事業の対象とされた。

拡充計画の目標がほぼ達成されたことで、産業組合はほぼすべての市町村に設置され、すべての農業者がそれに加盟して事業を利用するという強大な経済団体となった。信用事業に偏っていた事業内容も四種兼営によって総合的な事業展開が出来るようになった。戦後の農業協同組合は、事業における総合主義、組織における網羅主義（全戸加入）と整然とした三段階構成（市町村、都道府県、国という行政の三段階に対応）、そして機能におけ

る行政補完という世界に類例のない特徴を備えていたが、その原型はこの産組拡充計画によって構築されたものであることがわかる。事業量も計画前の1931年に比べて1937年には購買、販売共に3倍に増加するなどめざましい躍進を遂げた。

こうした産業組合の発展は、農村を営業の基盤とする商人勢力との対立をもたらした。肥料商人や産地仲買人だけでなく、地方商工界の有力者である卸売商人も危機感を強め、1933年には商業者側が全日本商権擁護連盟を結成して政府の産業組合への肩入れに抗議する運動を展開した。とくに1935年に帝国議会に提出された繭、米、肥料についての三法案は、農業経済の基本となる三つの重要品目を産業組合に優先的に取り扱わせようとしたものであったため、商業者の不満が爆発し、激しい反対運動が展開される中で法案は未成立となった。このような反産（反産業組合）運動の高揚に対して、産組側は全国農村産業組合協会を結成して対抗、青年層も産業組合青年連盟（産青連）に結集して産業組合の理念を学び、反・反産運動の先頭に立った。

(3) 産業組合・協同組合の運動理念と学問的研究

産業組合の量的拡大と社会的地位の向上、これに対する反産運動の展開は、あらためて産業組合とは何か、それは何を指すのかという理念、理論問題を深く研究することを要請した。この時期に「産業組合主義」の理念を掲げ、産組拡充運動および反・反産運動の先頭に立ったのは、「産業組合の独裁王」の異名をとりやがて産組中央会会頭となる千石興太郎であった。千石は札幌農学校を出て産組運動の第一線で活躍し、1928年、産組中央会主席主事時代に『産業組合主義的経済組織』を著し、産業組合の拡充が資本主義でも社会主義でもない「産業組合主義」の新社会建設につながるという独特の理論を唱え、と

くに社会の現状打開を願う青年層から熱烈な支持を受けた。

最初に産業組合を学問的にとりあげ、協同組合主義の立場から産業組合を理論づけようとしたのは東京大学の農政学教授那須皓である。それを引き継いだ東畑精一は、1932年『協同組合と農業問題』を著し、協同組合は人的組織であり、資本にではなく人間に奉仕する事業体として資本主義に代わる事業体になりうると高く評価した。これに対して同じ東京大学の近藤康男は、『協同組合原論』で協同組合は産業資本の要請に基づいて商業利潤を節約する機能を果たしているのであり、資本主義の改革者にはなりえないと批判した。こうした論点は1934年に発足した「産業組合問題研究会」に引き継がれ、産業組合、協同組合の本質と役割をめぐって全国から気鋭の学者が集まって議論を展開した。この研究会は1943年まで続けられ、今日の日本協同組合学会につながっている。

(4) 戦時統制経済下の農業団体再編成

経済更正運動などの国内政策も不況の克服には至らず、鬱積する国民の不満を背景に軍部が政治的影響力を強め、1937年にはついに日中戦争に突入した。国内では天皇制を中心とするファシズム体制が強化され、1938年には一切の物的人的資源を国家が統制運用するための国家総動員法が施行された。統制は国民精神にもおよび戦意高揚を目的とした国民精神総動員運動が開始された。

こうした中で産組拡充運動も次第に国策への順応へと傾斜していった。第一次5カ年計画には農民の貧困からの脱出という明確な目的があり、新たな社会体制を目指す産業組合主義イデオロギーに鼓舞された自主的運動としての性格が備わっていた。しかし1937年から始まる第二次3カ年計画では、趣意書に「重大時局の進行に従って全面的組織網により金融、生産、消費、配給等各般に亘る国家

統制の任務を分担し……」とあるように、戦時体制に組み込まれ、統制経済の末端を担うことを目的としていた。さらに尽忠報国、八紘一字のスローガンを盛り込んだ「産業組合員精神綱領」をつくって精神総動員運動に応え、1940年には国際協同組合同盟からも脱退した。ここに至って産業組合は協同組合としての内実をほとんど失い、戦時体制下の統制団体に姿を変えた。

さらに第2次世界大戦最中の1943年には農業団体法が施行され、産業組合は農会および畜産会、柑橘組合、養蚕組合、茶業組合などと合併統合されて農会となった。農会ではこれらの農業団体を統合して、すべての市町村と都道府県、中央に3段階組織として設置され、農業者と農地所有者のすべてが当然加入となった。その任務は国策に即応した統制経済の実務であり、政府と地方長官が各段階の会長を任命し、業務についても国の監督権が全般的に強化された。このように農会では協同組合とは無縁な国策機関であり、これ以降1947年の農業協同組合法の制定までは農村協同組合の空白期となる。

第3節 戦後改革と農協の設立

1 戦後自作農体制と農協法

(1) 経済民主主義と協同組合

協同組合法の分立 日本の敗戦によって大日本帝国の体制は崩壊し、平和で民主的な国家として再建するための戦後改革が、すべての分野にわたって進められた。その理念は戦争の永久放棄をうたった9条を含む新憲法に示されているが、経済面の改革も経済民主主義の理念に基づいて行われた。そこでは協同組合が経済民主主義を根底から支えるものとして位置づけられ、重視されていたことを忘れてはならない。

戦前の協同組合立法は、産業組合法が包括的な規範として各種組合の根拠法となってい

たが、戦後は農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、消費生活協同組合法、中小企業等協同組合法、信用金庫法など多様な協同組合法が制定された。これは単に業態別、機能別に分化したというだけではなく、すべての分野で経済的弱者の団結を促し、その経済的社会的地位の向上の手段として協同組合を活用しようという経済民主主義の考え方に基づいている。ここでは戦後経済改革の二本柱とされる財閥解体と農地改革にかかわって協同組合に何が期待されていたかを見ておこう。

なおこのような協同組合を経済民主主義の基礎として重視する思想は、日本の戦後改革だけでなく、この時期のアジアの新興国の経済政策にも共通しており、インドのネールやインドネシアのスカルノなどの指導者が熱烈な協同組合主義者であったことはよく知られている。

財閥解体と独禁法 戦前の軍国主義を支えた経済体制として巨大財閥および地主制の存在があり、その解体が経済民主化の大前提とされた。財閥解体は1945年11月の「持株会社の解体に関する覚書」によって持株会社である財閥本社の解体と財閥家族の支配力の排除が実行され、1947年には、独占による支配が復活しないための担保として独占禁止法が制定された。そして独禁法にうたわれた公正にして自由な経済活動を積極的に支える役割をもって中小企業等協同組合法が生まれたのである。

このとき問題となったのが独禁法の規定を中小企業の協同組合に適用するかどうかであった。協同組合は原料の共同購入や製品の共同販売を主要な業務とするが、これは仕入れや販売の価格の統一であり、表面的にみれば独禁法が禁じているカルテル行為に当たる。しかしこうした協同組合的事業方式は中小企業が大企業に対抗して自らの営業を守り、独禁法の趣旨である公正かつ自由な競争を保証

するために欠かせない手段であるとして、中小企業組合だけでなく農協をふくむすべての協同組合への適用を除外する規定が独禁法に盛り込まれた(第24条)。ただし競争制限的な不公正取引と認定された場合には協同組合といえども独禁法の対象とされる。

近年、規制緩和の流れに乗って農協やその連合会に対する独禁法の適用除外を撤廃すべきだという主張が現れているが、こうした言説は独禁法の趣旨を理解していないものであり、法理論的には決着済みの問題を蒸し返しているにすぎない。

農民解放令 日本の農村に深く根を下ろしていた地主制度は、徹底した農地改革によって解体された。そして地主制の復活を防ぎ、農地改革によって広範に誕生した戦後自作農を守る保証が農地法であり、農業協同組合法を始めとする農民保護立法である。農地改革と農業協同組合との内面的関連については、有名な「農民解放令」(農地改革についての連合軍最高司令官覚書、1945年12月)の中に次のように述べられている。

「小作人であった者が再び小作人に転落しないための合理的な保護の規定(を農地改革計画に包含しなければならない)。かかる必要なる保護の中には左の事項を包含すべきである。①合理的な利率で長期または短期の農業融資を利用しうること、②加工業者および配給業者(商業者)による搾取から農民を保護するための手段、③農産物の価格を安定する手段、④農民に対する技術その他の知識を普及するための計画、⑤非農民的勢力の支配を脱し、日本農民の経済的文化的向上に資する農業協同組合運動を助長し奨励する計画」。

ここに見える項目のうち①が農業金融制度として、③が食糧法を始めとする農産物価格制度として、④が農業改良普及制度として、そして②および⑤が農業協同組合制度としてそれぞれ立法化され、戦後自作農に対する体系的な保護制度となった。そして農業協同組

合法はこの戦後自作農体制の核心部分に位置づけられていたのである。

(2) 農業協同組合法の成立

GHQ と農林省 農林省は農民解放令を受けて直ちに農業協同組合法の立案を開始するが、農林省案と GHQ 天然資源局との考え方に大きな隔たりがあり、実際の法の制定までは 2 年の歳月を要した。GHQ の考え方の基本には協同組合原則に基づいた欧米型の協同組合があり、農協についてはアメリカ農協法を規範としていた。これに対して農林省側には、日本で独自の発展を遂げた産業組合およびそれを引き継いだ農業会からの暫時的移行という考え方が強く、両者のやりとりは 1946 年 3 月から 1947 年の 7 月までの 8 次案にも及んでいる。

戦時中の統制経済の経験から旧産組や農業会への農民の反発は根強く、非農民的勢力を排除した協同組合の設立は農民自身の強い要求であった。そのこと自体については GHQ と農林省の間に意見の相違はなかったが、どのような協同組合をつくるかの具体論ではかなり大きな隔たりがあったのである。2 年間のやりとりを経て、農林省の意見のうち旧産組、農業会的性格を温存しようとする考え方は大きく後退していったが、日本の農業と農村の特質に裏付けられた主張については、直接間接に法案に盛り込まれ、農業協同組合の日本の特質の法的根拠となっている。

たとえば、専門農協か総合農協かという組織形態については、GHQ 側が欧米型の専門農協を主張したのに対して、農林省は「日本の農民の農業経営の実態は一般的にいて耕種、畜産、養蚕などの複合的経営であり、業種別に専門化しているものはきわめて少ない。従って設立さるべき組合はこのような農業経営の実態に即応するものでなければならない」「直接耕種農業生産に関する事業及び金融・流通・加工事業等はなるべく兼営し、組

合経営の効率化を図ることが必要である」などの理由をあげて総合農協主義の主張を押し通している。営農指導についても、アメリカの考えでは指導事業は国や自治体の分担であり、民間団体が行うものではないということになるのに対して、農林省は農会いらいの技術指導の実績を盾に押し切った経過があり、農業改良普及事業との調整に課題を残した。

農業会の末端組織であった農事実行組合の取り扱いも大きな対立点となった。農林省案では農事実行組合を法律に明記する系統 4 段階であったが、GHQ は集落段階の組織である実行組合は「隣り組の復活に通じる」としてこれを拒否し、最終的には非出資団体の規定を設けることで妥協が成立した。このように、農業協同組合法は協同組合原則を基本にしながらも、その中に農業・農村の日本の特質がかなり反映されていることを見逃してはならない。

農協法の精神 このような経過を経て、農業協同組合法は 1947 年、新憲法下の第一回国会に提出され、10 月 18 日に可決、11 月 19 日に公布された。戦前の産業組合法との比較で新しい農業協同組合法の特徴をいくつか見てみよう。

第一に、産業組合法が組合員の産業およびその経済の発達を企図して事業を行うとして、経済と事業に目的をおいていたのに対して、農協法は農民の協同組織の発達を促進し、農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期することを目的としており、農民主体とその協同に力点を置き、そのことの公共的意義を確認するものとなっている。つまり自由かつ自主的な人格結合を基本とする協同組合原則の立場を、目的規定において明確にしているのである。

第二に、産組法では組合員資格を法律で制限せず、地域の農民だけでなく、地主や商工業者など多様な組合員構成になっていたのに

対して、農協法では正組合員資格を厳格に勤労農民と定め、非農民勢力を排除している。また他の協同組合立法と共通することであるが、第8条において「組合はその行う事業によってその組合員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない」と、いわゆる最大奉仕原則をうたい、農民の農民による農民のための組合という職能原理を明確にしている。ただし、農民以外の地域住民にも議決権や選挙権をもたない准組合員としての加入を認めている。

第三に、産組法が組合の事業を信用、購買、販売、利用の四種に限定し、設立許可権を始め行政庁の監督権限が強大であったのに対して、農協法では事業の範囲を大きく拡大し、組合の設立も届け出制にするなど行政庁の監督権を必要最低限のものとしている。また組合員の平等な議決権と選挙権を保証し、管理運営における民主制を確保していることは、戦前の農業団体制度とは根本的に異なっていた。

このように農協法は、基本的に国際協同組合原則にそった自由で民主的な協同組合として農協を規定しているのであって、この点での曖昧さがあった産業組合法とは一線を画しているといえよう。こうした点を評価した国際協同組合同盟(ICA)は戦後間もなく日本の再加盟を歓迎する決議を行い、占領解除を目前にした1951年、全国指導農協連合会(全国農協中央会の前身)が日本生活協同連合会と共に12年ぶりにICAに復帰した。

2 農業協同組合の設立

(1) 農業会の解散と農協の設立

統制経済の継続 法の精神は以上のごとくであるが、実際に設立された農協の実態をみると、そこには「たてまえと本音」のようにかなりの食い違いがある。それは当時の社会的・政策的環境と農協の設立過程そのものと

に密接にかかわっている。戦争が終わり新憲法が制定されても、食料をはじめ大部分の物資についての統制は依然として続いていた。深刻を極める食糧難、資材不足の中で、生活と生産のための物資の偏在を避けるためには統制経済の継続が必要であった。その中でも食料の供出と配給は最も大切な要素であったから、その担い手としての農業会の機能は、機能そのものとしては戦後社会の維持に不可欠であった。しかし農協法と同時に公布された農業団体整理法によって農業会の解散が義務づけられたから、統制にかかわる農業会の機能は農協によって引き継がれなければならず、社会情勢からみて遅延は許されなかった。

したがって農協の設立は全国一斉かつ短期間に行われた。1950年3月までに設立された出資組合(総合農協)の数は17,097であったが、その89%にあたる15,154組合が1948年2月までに設立されているから、ほとんどの農協が農協法公布の後わずか1年そこそこで組織されたことになる。単位組合だけでなく、連合会についても1948年12月までにほとんどの県連と全国連が出そろった。中には単協の設立に先行して連合会が発足するなどの主客転倒もみられた。

「**農業会の看板塗り替え**」 ほんらい「自由と民主主義」に基づく協同組合の組織は、時間をかけて協同組合精神の普及を図り、自覚ある組合員の結合体にしていかなければならないであろう。農林省は「農業協同組合のいろは」などのリーフレットや様々な手段で啓蒙宣伝に努めたが、長い間半封建的な制度と気風の下で生活してきた農民が、自覚的な協同組合人になるためには一年程度の年月はいかにも短かすぎる。1947年10月22日の『朝日新聞』社説は「新しい農業協同組合も現農業会の看板塗り替えに終わる危険性はないだろうか」と危惧の念を表明している。

しかも統制経済の必要は、農協法の規定に反するような行政指導を行わせることになっ

た。農林省の通達や指示文書には「農民は徒に各種の農協を組織しないようにする」、「同一の農民または組合が同種の事業を行う組合または連合会に二重に加盟するのは概ね無意味である」、「各種の事業を兼営する組合（総合農協）は町村を区域とする」、「農協及び農業会の事業の重複、事業の中断等を防止し、国民経済の混乱を惹起せしめない」というような、農業会と農協の連続性を強調するものが多い。実際の農協の設立は、こうした指導に基づいて、おおむね町村を区域とし、区域内の農民が全戸加入し、整然とした3段階組織を構成するものであった。そして農業会の清算によって、こうした農協が農業会の事業、財産、職員を引き継いだのである。農協法の内容とはかなりかけ離れた、協同組合としてまことに不幸な出発であったが、これもまた時代の要請だったのである。

日本型農協 こうした農協のあり方は、すでにみたように昭和恐慌期にその原型が形成され、農業会への統合によって完成していた事業における総合主義、組織における属地主義と網羅主義、3段階制などを引き継いだものである。それは国際的にもほとんど類例のない日本型の農協といえる。ここであらためて欧米との比較で日本型農協の特徴を整理してみよう。まず欧米の農協が作目ごと、事業ごとに組織された専門農協（Single Purpose Agri-coop）であるのに対して、日本型のそれはすべての作目を取り扱い、指導事業、経済事業、信用事業、共済事業など農家の生産と生活にかかわるすべての事業を兼営する総合農協（Multi Purpose Agri-coop）である。

また欧米の農民は、栽培する作物の数に応じて、さらに必要とする事業の数に応じて複数の専門農協に加盟し、経営内容の変化に応じて加入脱退を行うのに対して、日本型ではおおむね自己の属する町村に設置された一つの農協だけに全員が加入し、ほとんど脱退することがない。同一町村内とはいえ農業経営

は多様なのであるが、総合農協はすべての作物、すべての事業を行っているのであらゆるニーズに対応できているからである。系統組織のあり方も、欧米では多様な連合会があり単位組合はそれを自由に選んで加盟するが、日本では最近まで市町村、都道府県、国という行政の3段階に対応した整然とした3段階制がとられ、行政との関係も「行政補完組織」と呼ばれるほどに密接である。

このような日本型農協の基本的特徴は、統制経済が撤廃された後も永く維持されるから、単に敗戦直後の事情だけでなく、より深く日本の農業と農村のあり方に規定されていると見なければならない。そしてそれは日本だけでなく、アジアの稲作農業など非欧米的な伝統をもつ農業国の農協のあり方にも影響を与えていくことになるのである。

(2) 農協設立の推進主体

農業復興会議 旧産組や農業会との連続性を絶ってスタートしたはずの新生農協の理念が、その設立過程で少なからずゆがめられ、「農業会の看板塗り替え」と評されるような展開をたどったのは、いかなる勢力の、いかなる指導によるものだったろうか。すでに見たようにGHQはこうした方向に一貫して反対していた。農林省も農協法の内容を日本の実情に合わせるための修正や、農協設立に際しての指針を通達で示すなどの働きかけを行ったが、こうした行政指導も後年のような威力をもつことはなかった。当時は組合の自主性尊重と行政の不干渉という原則はかなりよく守られており、地方行政も含めて官庁の役割は、法の趣旨の説明や啓蒙に重点が置かれ、実務も認可事務が中心となっていた。

農村現場で農協の設立をリードしたのは、1947年に結成された民間団体「農業復興会議」であった。この団体は、敗戦の衝撃さめやらぬ1945年12月に、東久邇内閣の農相を

勤めていたかつての産業組合の巨頭千石興太郎のもとに、旧産組、農業会の役員層や産業組合青年連盟時代の活動家が集まって「新しい村づくりの挺身隊」として結成した農村建設連盟を前身とするもので、やはり農業会に関係していた農村旧勢力というべき人々の集まりであったとみられる。農村建設連盟はすでに農協法立案過程において、農林省を突き上げて総合農協主義の採用などの修正を行わせるなど圧力団体としてふるまっていたが、農業復興会議となってからは実際の農協設立に当たって活発な情報・出版活動を行ったほか、全国の町村段階にまで支部を置いて組合を「日本の実情に見合ったもの」とする方向で現場をリードした。

こうした動きに対して、戦前の小作争議を指導した日本農民組合や農業会の従業員組合、学識経験者などの革新勢力も「農業協同組合協会」を組織して対抗し、農業会の徹底解体と農民組合を中心とする農協の設立を訴えた。このように農業者の自主的設立運動の中にも対抗する二つの路線が現れたのであるが、やがて農地改革の終了と共に小作層の農民運動も退潮に向かい、農業復興会議が、1952年に中央農業会議に改組されるまで、農村現場と中央とのパイプの役割を果たしたのである。ただし全国的にみると必ずしもそうとばかりはいえないことは、第4節でとりあげる北海道のケースを参照されたい。

連合会の設立 市町村段階の単位農協と県段階の連合会の設立が一段落した1948年10月、全国指導農業協同組合連合会（全指連、全中の前身）が設立され、次いで全国販売農業協同組合連合会（全販連）、全国購買農業協同組合連合会（全購連）が設立認可となった。これら連合会の設立は、解散する農業会職員の受け皿として公然とした設立運動が農業関係者によって行われており、農林省が単位農協が出そろうまでそれを押さえていた経過がある。それだけでなく連合会の設立に

は大きな問題が二つあった。

一つは連合会を事業別の単営とするか総合連合会とするかという問題である。旧農業会の都道府県段階の組織は都道府県農業会一つであり、そこですべての業務を取り仕切っていたから、農業会から農協連合会への移行を目指す人々は当然、農協連合会もすべての事業を兼営する総合連合会として構想していた。しかしGHQの方針は当初単位農協についても専門農協主義であり、それが農林省の反対で実現しなかったことから連合会については事業兼営の禁止を貫こうとした。こうした意図が1948年4月の農協法改正案として表面化し、農業復興会議などの全国的な反対運動によって改正案は審議未了となったが、実際の連合会の設立はGHQの意図に沿って事業別に分立させて行われた。このことが連合会の乱立を招き、やがてその経営問題を噴出させるのである。

もう一つは、指導連の性格をめぐる問題である。都道府県農業会や全国農業会には旧産組系の人々と旧農会系の人々が同居していたが、農会系の人々は旧農会の主要な事業であった技術指導と農政活動を任務とする指導連を構想し、これに対して旧産組系の人々は経済事業や信用事業をも含む農協事業全般の指導という実質的な総合連合会に近い構想をもっていた。この対立は農会系対産組系という農協系統全体を巻き込む路線抗争に発展し、意思統一が難しかったが、最終的には連合会分立の趣旨に沿って指導事業の連合会という性格付けで決着した。なお信用事業については都道府県段階には信用農協連（信連）を置くが、全国段階は漁協や森林組合の資金も扱う農林中央金庫とし、そのために別途農林中央金庫法（1946）が公布されている。

専門農協の設立 欧米の専門農協に対して日本は総合農協という特徴付けがなされるが、日本にも専門農協は存在する。その系譜をたどると産業組合法によらない同業組合や任意

組合としての畜産組合、養蚕組合、青果物出荷組合などがルーツとなっている。これらは商業的農業の発達した地域において、行政庁の奨励や加工資本の特約組合として組織されたもので、地域的には西日本で発達した。戦時中はこれらの組合もすべて農業会に統合されたが、戦後の農協法の下で信用事業を行わない非出資組合として総合農協から分離独立した組合が一括して専門農協とよばれる。

専門農協は1950年の時点で1万8千と数的には総合農協をしのいでいる。業種別には養蚕組合が最も多く、次いで開拓農協、畜産農協、果樹農協、養鶏農協となっている。零細な組合や加工資本の系列下にある組合も多いが、愛媛県の温泉青果農協のように周囲の総合農協を圧倒する規模と力を持ち地域農業のリーダーとなった専門農協も少なくない。専門農協の連合会としては全国養蚕農業協同組合連合会(全養連)、全国畜産農業協同組合連合会(全畜連)、全国酪農業協同組合連合会(全酪連)、日本養鶏農業協同組合連合会(日鶏連)、日本園芸農業協同組合連合会(日園連)などが組織された。

専門農協の一つに開拓農協がある。これは1945年11月に閣議決定された緊急開拓事業実施要領に基づく戦後開拓に参加した開拓農民の協同組合で、他の総合農協や専門農協と同様に農業協同組合法に依拠して設立されたが、戦前の歴史がなく、従って継承する財産もないためその運営には大きな困難があった。開拓農協は物資共同購入や生産物の共同販売を行うほか、同じく戦後開拓者の運動組織である開拓者連盟と協力して未墾地解放や開拓予算獲得のために奮闘し、戦後開拓の大きな推進力となったが、開拓行政の収束と共に総合農協に統合するか、畜産農協として再編された。

第4節 北海道における農協の設立と推進主体

1 農村社会の沸騰状況と農民同盟

(1) 農建連の結成と日農の再建

新しく出発した農業協同組合をめぐって、それをどのようなものに育てていくか、誰がその設立と運営のヘゲモニーを握るかという攻防は、「農業会の看板塗り替え」と評されたように、おおむね農村の旧勢力の実権が温存されるかたちで決着をみた。しかし部分的には農地改革によって自作農となった旧小作層が強い力を持つに至ったところもある。大分県の下郷農協のように旧小作からなる農民組合の組合員が独自に農協を設立し、それが今日まで存続している例もある。ここでは、それとはタイプが異なるが、こうした新しい勢力が広域的に力を発揮したケースとして北海道の場合をみてみよう。北海道の戦後過程を研究することは、その特殊性を検出するというだけでなく、農地改革によって誕生した戦後自作農が、当時何を求めてどう行動したか、そしてそのなかから農業協同組合に対するどのような受容基盤が形成されたかという、いわば新生農協の設立を農民側の視点で見る上で好個のケーススタディとなるからである。

北海道でも、旧勢力を結集した農村建設連盟(農建連)の立ち上げは素早く、1945年12月には北海道農業会(北農)を会場にして北海道農建連の結成総会が開催されている。役員には各地の産業組合、産青連、翼賛壮年団の有力者が名を連ね、事務局は北農の幹部職員が担当していた。綱領には農地改革の推進、農業団体の民主化などがうたわれているが、創立宣言のなかでは「敗戦のよってきたれる根源」として「一部の霸道主義者が……聖明をおおい奉り、民族を迷わしめ、国運を誤るにいたった」と述べるなど、思考の古さは覆いがたいが、おそらく他県の農建連も同じようなものであったろう。道農建連の地方

組織は、翌年4月までに町村農業会を通じて全道206町村中125町村に広がった。

一方、戦前の小作争議を指導した農民組合勢力は、敗戦と共に活発な活動を開始しており、1946年4月には全国単一組織としての日本農民組合（日農）を再建したが、北海道においても同年8月日農北海道連合会が結成された。全国的には、これら当時の二大勢力がヘゲモニーを争い、農地改革の終焉と共に日農勢力が後退するという経過をたどるのであるが、北海道の場合は、農村現場に根を張り農協設立のヘゲモニーを握るのは、そのどちらでもない第三の勢力であった。

(2) 農建連から農民同盟へ

農建連の下克上 農建連のよびかけに応じた町村段階での組織化の進展はめざましいものであったが、それは必ずしも道段階の農建連の指導をそのまま受け入れたものではなかった。農民が組織を渴望したのは、農産物のきびしい供出督励と肥料等生産資材の欠乏、両者の公定価格の極端なひらき、営農資金の封鎖等、経済統制下の営農と生活の危機を組織の力で打開しようとしたからであり、その意志は当然、統制経済の担い手である農業会への強い不満と反発を含んでいた。

したがって、町村段階の組織化の実態は、名称の上では農建連を名乗っていても、自らの要求で農民大会を開き、独自の行動綱領をもつ、より自主的な農民組織としての色彩を強めていた。農建連という名称そのものを嫌って農民連盟、農民解放同盟、勸農組合等の多様な名称をもつ組織が各地に生まれていた。こうした自主性を求める動きは、これまで営農上の実力をもちながら農村の中での発言力を抑えられてきた耕作農民中上層の層が厚い上川、十勝、空知、北見などの農業中核地帯でとくに強かった。上川ではこうした独自性のつよい町村組織が連合して上川農民総連合が結成され、空知、北見でも同じように

して農民団体協議会が生まれていた。

他の農業地域でも次々と大規模な農民集会が開かれ、その決議が続々と道段階に寄せられてくるという状況のなかで、農建連は1946年7月に札幌で全道農民大会を開催した。農建連のねらいは、独自性を強める地方組織に対して運動と組織の一本化を図ることであったが、このねらいは外れ、大会はむしろ指導部とは一線を画した地方組織が横の連帯を強める場となった。そして翌47年6月には、これらの地方組織の代表者が札幌に集まり、農建連の解散を宣言し、新たな農民組織「北海道農民同盟」を結成した。

左右両翼の排除 農民同盟の結成大会に参加したのは上川農民総同盟、十勝地区農民同盟、空知地方農民団体協議会、北見地方農民団体協議会、農建連釧路、渡島、檜山、石狩各支部などであったが、その他の町村の単独組織も多数合流し、ここに全道161町村、9万8千人を結集した北海道農民同盟が、戦後の日本農民運動史にそのユニークな姿を現したのである。

農民同盟のユニークさは、その結成時点から農建連指導部および日農北連という当時の農村の二大勢力を排除したことにある。設立当初の綱領は①農民の自主的組織を確立し、政治経済文化の向上を期す、②農村における極端なる思想を排除し、農村民主化の実現を期する、③全日本農民組織の連携結集をもって農民の地位向上を計り、平和日本の確立を期する、の3項目からなる簡単なものであるが、このうち①の「農民の自主的組織」は農建連からの独立を意味し、②の「極端なる思想の排除」は日農勢力との決別を意味している。③は自らの組織を全国組織に広げていく方針を掲げたものだが、この点は成功せず、農民同盟は北海道独自の農民組織にとどまった。とはいえそれは、当時の北海道の農家の半数を組織したのであり、農村の最大勢力となったのである。

敗戦から農協法制定までの2年余の時期に、北海道の農村に現れた以上のような疾風怒濤ともいえる社会的状況は府県に比べてきわめて特徴的な現象であった。これまで押さえ込まれていた耕作農民のエネルギーが沸騰し、各地に無数の小組織が生まれ、それが農建連、日農北連、農民同盟という三つの異質な指導が交錯するなかで統合に向かい、最後に農民同盟のヘゲモニーによって全道組織が成立するという秩序再編の過程が、戦後北海道農村社会に与えた影響は非常に大きかった。こうした埒塙のなかから生まれてきた農業協同組合の性格にもこの過程が強く刻印されているのだが、その前にこうした特徴的な現象が何によってもたらされたのかを検討しておかなければならない。

(3) 農民同盟の基盤と性格

中農層の形成 戦争直後の北海道農村では食糧や物資の不足が府県農村に比べより危機的であり、農業会など統制機関への反発がそれだけ大きかったのは確かであるが、それが農建連を解体させるほどに強く、さらに農民組合をも排除した独自の農民組織を出現させた要因は、やはり北海道における地主制と農民層分解の独自性に求めなければならない。

府県の地主制は在村地主が卓越しており、彼らは幕藩体制下の名主、庄屋を淵源とする地方名望家として農地改革後も農村社会の指導者であり続けるのであるが、北海道ではやや事情が異なる。ここでは不在地主が所有する大農場が多く、在村地主の形成が弱いという歴史的な特質を有していた。したがって町村農会のリーダーも不在地主の下での農場管理人が勤めるなどのケースが多かった。村落社会の現場においては自作、小作を問わず、戦前段階においてすでに中農層が分厚く形成されており、地主に代わる農村秩序の担い手が耕作農民の中から準備されていたとみられるのである。

このことは当然地域差を伴うのであるが、北海道の中でも新開地とされる上川、十勝、北見などの農業中核地は農業生産力が高く、大農場支配の下で中農層の形成が顕著であったのに対して、大農場が少なく在村小地主の一定の形成がみられた道南、道央などより「内地的」な地域では中農層の形成も微弱であった。したがって農地改革によって不在地主が一掃されると、新開地では中農層が農村社会の中心となって農民同盟運動を強力に推進したのに対して、旧開地では在村地主の支配力が残っており、農建連の影響力が相対的に強かったとみられるのである。こうした地域差が農協設立にどのように影響したのかについては次項で検討しよう。

全員加盟方式 農民同盟の組織形態の特徴は、農民組合のように階級性ないし階層性を重視するのではなく、集落ぐるみ、町村ぐるみの全員加盟という方式にあった。同盟が全道農民のほぼ半数を組織することができたことは、「極端な思想を排除」しつつ、耕作農民として共通の日常的要求に依拠しながら運動を進めるという全員加盟方式の一定の成功を示している。供出制度、物資不足、重税など全農民に共通する諸要求はきわめて切実なものであったし、同盟の運動はこうした要求にかなりの程度応えていた。農林省、道庁、税務当局、占領軍軍政部などを相手取った精力的な交渉行動によって今なお語り伝えられているほどの成果を挙げたケースが少なくない。

全員加盟方式は、このような成果をもたらした反面、運動が農民各層に共通する物質的・要求の局面に限定されがちで、とりわけ農村内部で利害を異にする問題については回避せざるをえないこと、組織が思想的紐帯をもたないため大衆動員が難しく、幹部請負の運動になりがちなことなどの欠陥をも伴っていた。この点は主として青年層からの、物取り主義の克服、農村民主化運動の徹底、幹部請負主義の一掃などの批判の対象となった。

農民同盟のこのような複雑な性格は、その強さでもあり弱さでもあったが、おおまかにみて1950年頃まで、戦後社会が不安定で政府の統治能力が末端までいきわたらないという条件の下では、巨大な圧力団体としての強さが全面に押し出され、この時期が同盟の全盛期であった。政治活動の面でも農民党、農民新党などの母体となり、国政選挙や道段階の各種選挙においても多くの農民候補を擁立し、当選させてきた。後には全道労協と並ぶ日本社会党の有力な支援団体として、北海道の政治的特徴とされる「保革伯仲」の一方の担い手となる。戦後の状況がようやく解消に向かい、社会の機構と秩序が整備されるにつれて実利主義的運動の基盤が狭隘となり、全員加盟方式の内包する矛盾が表面化する。しかし北海道農村の戦後史は、さかのぼればさかのぼるほど農民同盟の存在を抜きには語れないのである。そしてそれは農協の設立過程にも強い影響を与えた。

2 農協の設立をめぐる攻防

(1) 農民同盟と農業復興会議

協同組合推進協議会 農建連を解体させ、農民同盟の結成を宣言した1946年7月の全道農民大会では、新しい農協法に対して次のような決議を採択していた。

「封建的な官僚主義支配下の現農業団体を即時解体し、真に農民を解放し得る完全なる勤労農民による自主的な農業協同組合の実現を期するため左記の如き協同組合の実現を望む。①農業協同組合は、耕作農民を以て組織し農民の生産、経済、厚生、保険、文化の各部門にわたる事業を広く行うこと、②組合員は、農業を主とする農民として、非農家は全く加入せぬこと、③官庁の監督、干渉を撤廃すること、④官僚主義を導く補助、助成を撤廃し、農業協同組合の事業を束縛せず、農家の正当な利益を確保せしむること。」この決議はそのまま農民同盟の農協組織方針に受

け継がれたが、当時の耕作農民が農協に対してどのような期待を抱いていたかを示す貴重な資料でもある。

翌年に制定された農協法について、農民同盟は自分たちの要望がほぼ全面的に受け入れられたとして歓迎の意を表明し、法案が新聞発表された段階で早くも農協法精神による農協の設立を実現するための推進組織として協同組合推進協議会を発足させた。この協議会には農民同盟だけでなく日農北連、農地改革連合会、開拓者同盟も参加し、農民勢力の方針の統一を図っている。協議会は道段階のほか支庁ごとに組織され、昼夜を問わない研究と実行のための会議が重ねられた。こうして農民同盟の力が強かった地域では、新しい農協法の意図が比較的によく理解され、旧農業会とは理念的に異なる文字通りの新生農協が、高まる熱気の中でスタートしたといってい

北海道農協協会 農建連の解体によって窮地に立たされた農業会等の旧勢力は、中央の農建連が農協設立準備のために立ち上げた農業復興会議を活用し、その道段階の組織を結成してそれを新たな拠り所とした。しかし農業復興会議はもともと日農が提唱したもので、当時存在していたすべての農民組織、農業団体およびその労働組合を会員としていたため、北海道においては農民同盟の発言力が強く、府県でのような影響力を持つことができなかった。そこで農業会側は、復興会議とは別に農業会役職員を主要なメンバーとする北海道農業協同組合協会（中央の農協協会とは別組織）を発足させた。協会は町村農会を実行部隊として印刷物や会合による普及指導、組織要項や定款例の作成など実務での強みを発揮して現地指導を強力に進めた。

このように北海道における農協設立のイニシアティブは同盟勢力と農業会勢力とに二分され、両者は農村現場では複雑に錯綜していたと思われるが、大別して農民同盟の強い上

川、空知、十勝、北見などでは同盟系の推進協議会が、その他の地域ではおおむね農協協会が実際の指導にあたったとみてよいであろう。こうした違いが今日でも北海道の農協界に色濃く尾を引いているように思われる。

このようにして1948年の春頃にはほとんどの町村に農協が設立された。これは府県に比べて早いテンポであり、二つの勢力が競争して農協設立に邁進した結果であろう。また設立された農協数は市町村数の1.2倍であるから、ほぼ1町村1農協となっており、府県にみられたような乱立はなかった。これも競い合った二つの勢力が、一方は全員加盟組織であり、他方も町村農会に依拠していたため、町村単位での設立という点では共通していたためとみられる。

(2) 連合会の全道一本化

ほとんどの農協が設立総会を終えた段階で連合会の設立が日程に上ってきた。農業会は解散、清算の手続きに入っていたが、職員の大部分を農協連合会が引き継ぐことになっていたこともあって、連合会設立については事務局長以下を農業会幹部で固めた農協協会が優位に立った。もっとも連合会の設立については農協協会が単独でおこなえるものではなく、すでに設立されていた単位農協および同盟、日農など農民団体の代表者を加えた農業協同組合連合体設立促進懇談会が基本計画の検討の場となった。そこで論議の中心になったのは、信用事業以外の事業連を全道一本のものとするか、地区（支庁）ごとに設立するかという問題であり、事務局提案の全道一本論に対して、同盟など農民組織は地区連合会を主張して対立した。

統制団体としての旧農業会は、当然のことながら全国農業会を頂点とする官僚的中央集権の組織であったから、道段階の農協連合会が、農業会的な、単位農協の上に君臨する存在になることは、耕作農民を基盤として民主

的な農協をつくろうとしていた人たちにとっては最も警戒すべきことだった。当時の回顧録に出てくる関係者の次のような述懐はそうした空気をよく伝えている。「北農王国をつくって札幌幕府が地方をリードしている。今度の協同組合は農村の自主的民主的な団体をつくるんだ、その協同組合精神に則って地方分権を強化するというのが最大の議論だった」（『北海道購買連合会史』）。

この件は結局、地区別独立採算制をとること、主要地区から常勤理事を出すことなどの付帯条件を付けたうえで、全道一本案が承認された。地区連設立の主張をしたのはやはり十勝、上川、北見の同盟勢力であり、これら農業中核地のように地区別で採算がとれる見通しのない農業地域の代表者を味方につけた農業会側が全道一本化で押し切ったというのが連合会設立の実相であった。こうして1948年6月の信連設立総会を皮切りに、購買連、指導連、販売連、厚生連、共済連の順で相次いで各連が発足した。このうち共済連の発足は全国のトップを切ったものであり、その後の共済事業の発展の基礎を築いた。

主要参考文献

- (1) 農業協同組合制度史（協同組合経営研究所）
- (2) 協同組合事典（家の光協会、1986）
- (3) 日本農業年報第36集・農協四十年一期待と現実—（お茶の水書房、1989）
- (4) 暉峻衆三編；日本農業史（有斐閣、1981）
- (5) 農政史研究会編；戦後北海道農政史（北海道農業会議、1976）
- (6) 武内哲夫・太田原高昭；明日の農協（農山漁村文化協会、1986）
- (7) 太田原・三島・出村編；農業経済学への招待（日本経済評論社、1999）
- (8) 日本協同組合学会編；日本協同組合学会20年史（日本協同組合学会、2000）